（様式１）

令和　　年　　月　　日

「障がい者就労支援推進業務」について、次の項目を質問いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 質 問 項 目 | 質　問　内　容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 商号又は名称 |  |
| 部署名及び担当者名 |  |
| 連絡先（TEL・FAX） |  |
| 連絡先（Email） |  |

　注）記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

（様式２）

**業務実施体制回答書及び企画提案書提出届**

令和　　年　　月　　日

生駒市長　小紫　雅史　様

　　　所在地

　　　商号又は名称

　　　代表者職氏名

 　担当者氏名

 　担当者連絡先

 　　℡

 　　Email

業務名　　　障がい者就労支援推進業務

本業務について別添のとおり、業務実施体制各種調書及び企画提案書を提出します。

|  |
| --- |
|  |
|  |  |
|  |  |
| 委任先所在地 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 有り（　　　部上場）・なし |
|  |  | 名 |
| その他 |  |

（様式３）

　注）令和７年４月１日時点で記入してください。

（様式４）

|  |
| --- |
| **業　務　実　績　調　書**過去５年間（令和２年度から令和６年度の間、ただし現在業務履行中のものを含む。）の国や地方公共団体からの障がい者就労支援に係る同種業務の受託実績（類似業務のものでも可）を記入してください。 |
| 業 務 名 | 発 注 者 | 業　　務　　内　　容 | 実 施 期 間 |
|  |  |  | 年　月～　年　月 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 注1）業務内容は、主になる業務内容を記入してください。注2）記入欄が不足する場合は複写して作成してください。注3）業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（紙媒体、データ媒体は不問）を事業ごとに１部ずつ提出してください。ただし、事業概要がわかるURLがあれば、そのURLの記載で資料の提出があったものとみなします。 |

（様式５）

|  |
| --- |
| **再　委　託　調　書** |
| 分担業務の内容 | 再委託先又は協力先 | 理由（企業の技術的特徴） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 注) 他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合にのみ記入すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 |

（様式６）

**誓　約　書（暴力団排除関係）**

　　年　　月　　日

生　　駒　　市　　長　　様

所　在　地

商号又は名称

代表者役職名・氏名

当社（私）は、障がい者就労支援推進業務に係る契約の締結にあたり、下記の記載内容を誓約します。なお、この誓約に違背した場合は、生駒市から契約解除措置等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、下記事項の該当の有無を確認するため、求めがあるときは、役員等一覧表（別紙様式、受任者を含む。）を提出するとともに、生駒市が奈良県生駒警察署長に照会することを承諾いたします。

記

1　当社（私）は、次に掲げる事項に該当いたしません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（３）役員等が暴力団員であると認められる者

（４）暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者

（５）役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

（７）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

２　当社（私）は、上記１に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。

３　当社（私）は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市長に報告するとともに、警察に届けます。

注）「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。